

まつかわ太陽の会

清一 竹村幸宏 原田 西尾明廣
名北 宮澤正典 中荒町 矢澤勇
東浦 松本朗彦 羽場 宮沢朋文

不正に目をつぶる!! ごまかすだけで答えない! 町一番の権力者 宮下町長!!

小中学校エアコン設置工事不正入札

- ・業者は証拠隠滅か? 疑惑の公正取引委員会への通報!!
- ・不正防止に全くなならない「入札制度見直し」
- ・令和元年6月29日、「不正を正す」という約束から約1か月、「単なる数字で問題ない」と豹変し、一切理由を説明しない疑惑の宮下町長!!
- ・町民の公金を取り戻す気のない宮下町長!!
- ・「問題ない」とした監査委員と、「問題だから公正取引委員会へ通報する」とした宮下町長の決着は?

新たな疑惑と問題

- ・新たな疑惑!! 「無料で行われた旧ハローミヤの建物診断・アスベスト事前調査」と、「概算予算680万円の旧松川青年の家の建物診断・アスベスト事前調査」の怪?
- ・町民無視の「旧青年の家エリア整備計画検討委員会」
- ・宮下町長! 公民館の政治利用は違法ではないですか?
- ・前代未聞!!何の為に町長になったのか? コロナ禍対策補助金を申請した町長、あつぷるハウス宮下智博町長!!
- ・文句があるなら町会議員になれという宮下町長!!

※ 私達は自身の実名を載せ、意見広告を出しています。この意見広告は決して怪文書などではありません。町民の皆様には、この意見広告の内容が嘘か真実か、ご自身で確認しご判断いただきたいと思います。

今回の意見広告は、令和2年10月12日に行われたまちづくり懇談会のビデオを見ていただくと分かりやすいと思います。少々、お見苦しい点があるかもしれませんがご容赦ください。まつかわ太陽の会資料室でダウンロードできます。

DVDプレイヤー用のディスクは事務局で用意(無料)いたしますのでお問い合わせください。



小中学校エアコン設置工事不正入札

1. 疑惑の公正取引委員会への通報

(参考 : R2.10.12 まちづくり懇談会ビデオ2、4、5 : まつかわ太陽の会資料室 : 以下資料室)

【公表は公取の重大なマニュアル違反】

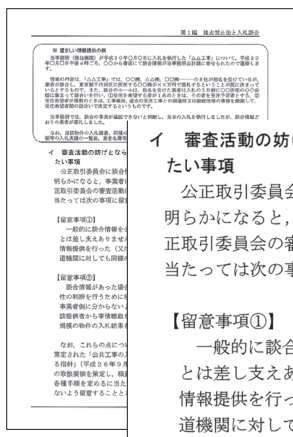
令和2年6月22日、宮下町長は小中学校エアコン設置工事に係わる入札について、「関係者がいくらか(談合をした事を)否定しても不正行為(があった事)は否定できない。」として、公正取引委員会へ『通報』することを議会全員協議会で報告し、報道機関に対しても公表しました。

一方、公正取引委員会のマニュアルである「入札談合の防止に向けて」(全163頁)の19頁、「4公正取引委員会への通報(3) 談合情報を提供する際の留意事項イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関(今回は松川町役場)において留意して頂きたい事項」で、「公正取引委員会に通報することが明らかになると事業者における証拠隠滅を容易にする等、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強い」とあるため、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った(又は行う)事実については、内密にするように(報道機関に対しても同様の対応)と記載されています。(資料1)

明らかに、令和2年6月22日、宮下町長が小中学校エアコン設置工事に係わる入札に関して、公正取引委員会へ「通報」することを議会全員協議会で報告し、プレスリリースしたことはこの発注機関が留意すべき最重要項目に違反しています。

資料1 : 公取「入札談合の防止に向けて」19頁

資料2 : 公取への通報に関する情報の非公開決定通知書

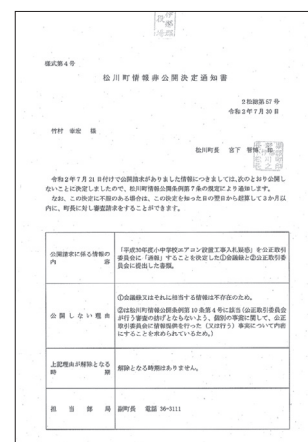


イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項

公正取引委員会に談合情報を提供した(したい)ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にする等、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いと、情報提供に当たっては次の事項に留意願います。

【留意事項①】

一般的に談合情報を公正取引委員会に通報している旨を公表することは差し支えありませんが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った(又は行う)事実については、内密に願います(報道機関に対しても同様の対応をお願いします。)



【本当は知っていた?】

令和2年10月12日、私達とのまちづくり懇談会で上記のマニュアルを示し、「公正取引委員会への通報の公表は重大なミスではないか」と質問したところ、「いささか、軽率だった」という久保副町長の回答でした。

実は、令和2年7月21日、公取へ通報した書類の情報公開を求めたところ、宮下町長は上記の「4公正取引委員会への通報(3) 談合情報を提供する際の留意事項イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関(今回は松川町役場)において留意して頂きたい事項」を根拠に公開を拒否しました。(資料2) また、県の幹部職員であった久保副町長は、昨年8月以降、県の談合担当部署である会計局に相談していたはずであり、昨年10月、宮下町長、久保副町長は私達との面談の中で談合事案は公正取引委員会の案件だと私達に教示しました。

宮下町長、久保副町長は令和2年6月22日の公表が公取の求める当該発注者留意事項に違反することを認識していながら公表したのは明らかです。

【全く、理解できない公取への通報理由!!】

宮下町長が、「関係者がいくら否定しても不正行為は否定できない。」として、公正取引委員会へ『通報』することを議会全員協議会へ報告した令和2年6月22日(月)は、6月18日(木)から私達の意見広告9「告発!!明らかになった落札予定価格の漏洩!!」(資料室)の全戸配布を開始した翌週の月曜日でした。

議会関係者の話では、小中学校エアコン設置工事入札の調査報告が報告事項として議会に提案されるという話は突然のことだったそうです。また、6月22日の朝、久保副町長から報道機関に、「今日の全協で入札の不正について報告する。」という連絡があったそうです。

ただ、宮下町長は令和2年3月27日に長野地裁の法廷で「調査をしたが不自然ではなく、問題ない。」として、「入札に不正があったから、町民の公金1億円を取り戻して欲しい。」という私達の訴えを退けています。

議会報告では「不正は明らかだから、公取に通報する。」と言い、裁判では「調査をしたが不自然ではなく、問題ない。」は明らかに矛盾しています。

10月12日のまちづくり懇談会で、私達が宮下町長に、「議会報告では『不正は明らかだから、公取に通報する。』といい、裁判では『調査をしたが不自然ではなく、問題ない。』と主張しています。明らかに矛盾していますがいったいどちらなのですか?また、何の為に公取に通報したのですか?と質問したところ、「公取へは白黒はっきりしてもらうために通報した。」という回答でした。

資料3：役場「エアコン設置工事入札事務に関する調査報告書」16、18,19,20頁

・また、同期に近隣の市町村でも、多くの学校施設でエアコン設置工事を実施している。各事業にはこれらの工事に係る業者や入札の情報が開示され、かならず事前に自治体の設計士等に事前承認を受けることが可能という規定がある。このような事項を踏まえても、前述のように、複数の工種で複数の業者が複数入札している状況は不自然な現象であり、入札参加業者が町の設計金額の内訳に関する情報を事前に入手しては不適切である。	
1 公正取引委員会への通報について	
調査の結果、情報漏洩や不正行為の疑いのあることが判明したが、すべてが不正・不自然な行為を認定しており、町が行う強制力のない任意の調査で以上の結果は認められない。公正取引委員会の規定では、当該事業者の発注機関は入札者等の行為があったことを知り得る事実がある場合には公正取引委員会に「通報」することが義務付けられている。また、上記以外に発注機関から公正取引委員会に対して直接に報告情報(「通報」)を行うことができる。	
本件の場合、全ての関係者が組合等の事実を否定しており上記の「通報」が事実とまではいえないが、町による任意の調査で事実を証明することができず、調査報告を持つ公正取引委員会に「通報」することが妥当である。	
2 入札・契約事務等の適正化について	
調査の過程で、町における公共工事の入札・契約制度や公文書等の情報管理が確認されている。	
そのため、事務の適正化を図るための取組を進める必要がある。	
(1) 入札行為の適正化について	
・入札参加者の入札・契約関係書類(入札、設計図書、入札者名簿等)の適正管理(電子データ管理)の徹底	
(具体的対応) 関係者等への説明、電子データ管理の徹底(「クラウド」)	
関係者等への説明(関係者等への説明、関係者等への説明)の徹底	
・外部から関係者等への連絡がけに対する対応マニュアル整備	
・説明資料を関係者等への対応マニュアルの整備	
16	
17	
18	
19	
20	

しかし、6月22日の議会全員協議会への報告書(資料室)16頁で宮下町長は「前述のように、複数の工種で町積算の同一の乖離率が複数の入札業者の工事費内訳書で生じている状態(資料3)は不自然な現象であり、複数の入札業者が町の設計金額の内訳に関する情報を事前に入手していた可能性を否定できない。」として、次の、【今後の対応について】で「1.公正取引委員会への通報について：調査の結果、情報漏洩や不正行為の疑いのあることが判明したが、すべての関係者が不正・不適切な行為を否定しており、町が行う強制力のない任意の調査ではこれ以上の事実解明は困難である。・・・調査権限を持つ公正取引委員会に『通報』することが妥当である。」と報告しています。

全く、おかしい話です。そもそも、公正取引委員会は裁判所ではなく不正を追及する検察だと思えます。ですから、翌日、「小中学校エアコン設置工事の入札で不正が判明し、公正取引委員会へ松川町役場が通報」という新聞記事が出たのではないのでしょうか。

【疑惑!結局、不正業者の追及を困難にした宮下町長!!】

宮下町長の公取通報の公表は業者に、「手入れがあるぞ!」と警告し、証拠の隠滅を手助けしたのではないのでしょうか。

さらに、おかしいことは「当該調査報告書で不正が否定できない根拠になっている事実」は、令和2年1月30日～3月26日に行われた内部調査で判明したことではなく、全て、私達が令和元年6月29日～令和2年1月20日の間の情報公開の資料などで示した事実です。[\(意見広告9：資料室\)](#)

つまり、宮下町長が令和元年6月29日の私達との約束、「不正を正す」という気があれば、昨年7月には判明した事実だということです。

また、3月26日に聞き取り内部調査等が終了し、6月22日までの3か月間、宮下町長はいったい何をしていたのでしょうか。結局、公取が危惧する証拠隠滅の時間を業者にあたえただけではないのでしょうか？

宮下町長は、町民の為に本気で不正を正そうとするならば、最低でも令和2年1月20日の時点で、今回調査報告書で示した事実を根拠として、密かに、公正取引委員会へ通報すべきだったと思います。

2. ポーズだけ？否！悪くなった、「入札制度見直し」

[\(参考：R2.10.12まちづくり懇談会ビデオ3：資料室\)](#)

宮下町長は令和2年9月9日、「入札制度の見直しについて」[\(資料室\)](#)を議会全員協議会で報告しました。この見直しは、令和2年6月22日の小中学校エアコン設置工事調査報告で判明した不正入札対策の為ということでしたが、実態は、不正入札対策とはかけ離れ、全く実効性のないものでした。

【一般競争入札の対象は4,000万円以上の建設工事】

宮下町長は昨年議会から不正入札対策として一般競争入札の導入を表明してきました。しかし、4,000万円以上の建設工事は年に2～3件あるかないかです。

一般競争入札は宮下町長の不正対策の一丁目一番地だったはずですが、これでは、駄目でしょう。本気で不正対策として導入するならば、80%以上の入札が対象になるようにすべきです。

町内業者育成という点では、地域を限定した一般競争入札(地域維持型契約方式)を採用すれば問題ないと思います。

【何故、求めない?金抜き明細書への単価入力による工事費内訳書】

今回の不正は、私達が小中学校エアコン設置工事の役場の工事費内訳書と業者の工事費内訳書の相関を調べることで判明し、役場の調査報告でもこのことは認めています。

私達は機会がある度に、役場担当者に業者の工事費内訳書は明細のない総括表だけではなく、総括表を作る為には絶対に必要な明細表も出すべきだと提言してきました。

役場は、入札時には業者に単価の入っていない金抜き数量が入った明細書を渡しています。この金抜きの明細書は表計算ソフトであるエクセルによるものです。町は入札時に金抜きのエクセルのデータを業者に渡せば、業者はこのデータの金抜き単価欄に業者の単価を入力すれば自動的に総括表は完成します。入札時、業者にこのデータ提出を求めれば、工事費内訳書と業者の工事費内訳書の相関を調べるのが簡単にでき、今回のような不正は瞬時に判明したはずで、それに、業者にとってもこの方が楽なはずで、(資料4) また、必然的に業者が提出した各工種ごとの業者単価が蓄積され、役場独自の単価データができるはずで。

資料4：簡単にできる、不正を防止できる工事費内訳書の提出方法

No	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	受変電設備工事						
	600V二種2線24絶縁電線	600V 100sq <QB内>	18	m			
	高圧機器内配線用電線	6KV KIP 14sq <QB内>	18	m			
	600V耐燃性2線24絶縁電線E-IE 22sq <QB内>		3	m			
	輸入変圧器 三相	6KV 60Hz 210V 75kVA	1	台			
		6KV 60Hz 210V 200kVA	1	m			
	高圧遮断コイル投入式三相	6KV 60Hz 31.9/38.3kvar	1	m			
		1.6KV 60Hz 79.8kvar	1	m			
	電力ケーブル	7.2kV/40A	3	m			
		7.2kV/50A	6	m			
		7.2kV/15A	3	m			
		7.2kV/30A	6	m			
	配線用遮断器	3P 225AF/125AT	1	ヶ			
		3P 400AF/300AT	1	m			
		3P 400AF/400AT	1	m			
	CT	300/5					
		750/5					
	電流計	300/5					

➡

No	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	受変電設備工事						
	600V二種2線24絶縁電線	600V 100sq <QB内>	18	m	4,330	77,940	
	高圧機器内配線用電線	6KV KIP 14sq <QB内>	18	m	1,600	28,800	
	600V耐燃性2線24絶縁電線E-IE 22sq <QB内>		3	m	1,653	4,959	
	輸入変圧器 三相	6KV 60Hz 210V 75kVA	1	台	25,411	25,411	
		6KV 60Hz 210V 200kVA	1	m	1,307,513	1,307,513	
	高圧遮断コイル投入式三相	6KV 60Hz 31.9/38.3kvar	1	m	8,072	8,072	
		1.6KV 60Hz 79.8kvar	1	m	298,170	298,170	
	電力ケーブル	7.2kV/40A	3	m	1,844	5,532	
		7.2kV/50A	6	m	12,734	76,404	
		7.2kV/15A	3	m	1,844	5,532	
		7.2kV/30A	6	m	8,174	49,044	
	配線用遮断器	3P 225AF/125AT	1	ヶ	84,254	84,254	
		3P 400AF/300AT	1	m			
		3P 400AF/400AT	1	m			
	CT	300/5					
		750/5					
	電流計	300/5					

工種、数量等が入力された
エクセルシートを配布

業者が単価のみを入力すると
合計金額が自動計算される

しかし、宮下町長は今回の見直しで4,000万円以下の入札では総括表だけで良いというお墨付きを与えました。さらに、工事費内訳書のチェックは三次チェックで行う事になっていますが、事前に談合情報がなければ、行わなくても良いという内容になっています。

疑惑が判明するきっかけとなった工事費内訳書に関しては、明らかに後退しています。

【不正の元凶は外部業者による落札予定価格の決定!!何故、変更しない宮下町長!!】

平成27年6月からの不正入札疑惑の最大の問題は、外部業者(設計業者)の積算がそのまま町の落札予定価格になっていることです。このことについても、宮下町長は調査報告書で認めています、何故かそのまま変更されていません。10月12日のまちづくり懇談会でもごまかすだけでした。

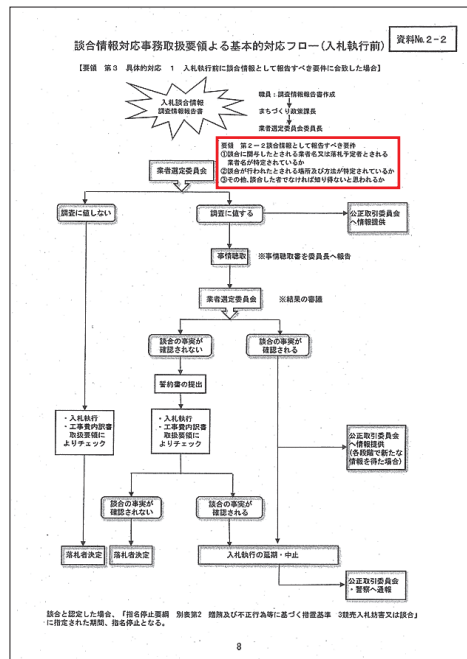
【この見直し案では小中学校エアコン設置工事のような不正は防げないどころか、大後退!!】

今回の見直しには「談合情報対応事務取扱要領による基本的対応フロー」(資料5)というフローチャートがあります。

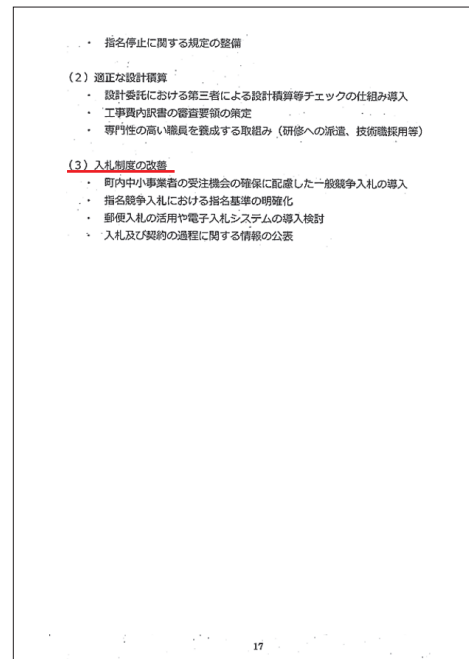
しかし、その中にある談合情報を受け付ける規定として、情報提供者は内部情報者に限っており、むしろ全くの後退です。分りやすくいうと、この規定では今回のような私達の訴えは受け付けない、門前払いにするという規定なのです。

この事を10月12日のまちづくり懇談会で指摘したところ、「9月18日の全協の資料では改善されている。」というので、後に確認したところ何も変わっていませんでした。ここでも、その場限りの嘘をついたのです。これでは、業者に仲間割れをしなければ大丈夫と役場が指導していると同じです。

資料5：談合情報対応事務取扱要領による
基本的対応フロー(入札執行前)



資料6：役場「エアコン設置工事入札事務に
関する調査報告書」17頁



この「入札制度見直し案」は宮下町長が令和2年6月22日、議会全員協議会でエアコン設置工事入札の不正判明の調査報告を教訓とし、不正対策として作られたものだったはずですが。(資料6)

しかし、実体は全くその様なものではなく、宮下町長が不正を正す気がないという証になっただけではいでしょうか。

3. 令和元年6月29日、「不正を正す」という約束から1か月、同年8月6日、「単なる数字で問題ない」と豹変し、一切理由を説明しない、疑惑の宮下町長！！(参考：R2.10.12まちづくり懇談会ビデオ4：資料室)

令和元年6月29日、宮下町長は私達と小中学校エアコン設置工事の入札結果を検証して、不正の存在を認識しました。そして、8月6日に予定していた私達とのまちづくり懇談会で「不正を正す表明をする。」と約束しました。そこで、事前に当日の私達のシナリオを町長に渡すことになり、私達は約束通り渡したのです。しかし、約1か月後の8月6日、一般の住民入場を認めたまちづくり懇談会で宮下町長は一転して、「入札状況は単なる数字で問題ない。」と言いだしたのです。

令和2年10月12日、まちづくり懇談会でこの時のことについて「どうして、変わったのか」質問したところ、宮下町長は一切答えないので、「ところで、誰かに相談したのか。」と尋ねたところ、「多くの役場職員と外部の人間に相談した。」という回答でした。

そこで、役場関係者として教育長、9名の課長、事務局長、1名の係長の合計12名の方に、令和元年6月29日～8月6日の間に、宮下町長からこの件について相談を受けたか聞いたところ、12名全員が「受けていない」という回答でした。そこで、宮下町長にこの事を示して、「具体的に役場内部・外部の相談した関係者を具体的に教えてほしい。」と質問状(資料7)を出しましたが未だに回答がありません。それにしても、宮下町長は誰と相談したのでしょうか。宮下町長の「多くの役場職員に相談した」という話は宮下町長のその場しのぎの嘘だったのでしょうか。

資料7：宮下町長への質問状

令和2年11月19日

松川町長 宮 下 智 博 殿

まつかわ太陽の会

清一 竹村幸宏 原田 西尾明廣 名北 宮澤正典
中荒町 矢澤勇 東浦 松本朗彦 羽場 宮沢明文

質 問 状

貴殿は令和2年10月12日、まつかわ太陽の会とのまちづくり懇談会で、『令和1年6月29日の小中学校エアコン設置工事の『不正入札を正す』とした方針を、同年8月6日に『単なる数字で問題ない』と変更した際、多くの内部（役場職員）と外部の関係者に相談した。』と発言しました。

その後、私達は松川町役場全課長9名、議会事務局長1名および係長1名の方々に問い合わせたところ、11名全員が、『令和1年6月29日～同年8月6日の間に宮下町長からその様な相談は受けていない。』と回答しています。

宮下町長、令和1年6月29日～同年8月6日の間に相談された役場職員を具体的に教えてください。また、同時期に相談された外部の関係者についても教えてください。

以上、よろしくお願ひいたします。

資料8：宮下町長に事前に渡した令和元年8月6日のまちづくり懇談会のシナリオ

8月6日まちづくり懇談会 Aシナリオ v9.5 R1.8.5

【エアコン入札について】

Q 宮澤正典：＜疑惑の小中学校エアコン工事入札＞

項目	工事名	設計価格	入札額 （最低価格）	入札率 （%）	落札価格	落札率 （%）	入札 結果
基本設計 2期目	小中学校エアコン設置工事 （基本設計）	7,896,400	7,260,000	91.9%	5,139,100	75.8%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （基本設計）	4,504,800	4,140,000	91.9%	2,767,089	61.4%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （基本設計）	5,014,000	4,610,000	91.9%	3,880,000	77.4%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （基本設計）	172,500,000	158,000,000	91.6%	137,000,000	79.4%	1.000
基本設計 1期目	小中学校エアコン設置工事 （基本設計）	208,760,000	187,000,000	89.6%	164,000,000	78.6%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （基本設計）	289,980,000	275,000,000	95.2%	254,000,000	87.6%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （基本設計）	442,700,000	399,000,000	89.9%	399,000,000	90.1%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （基本設計）	634,472,000	634,472,000	100%	634,000,000	99.8%	1.000
設計図書 2期目	小中学校エアコン設置工事 （設計図書）	349,000,000	349,000,000	100%	349,000,000	100%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （設計図書）	78,440,000	78,440,000	100%	77,500,000	98.8%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （設計図書）	65,350,000	65,350,000	100%	64,000,000	97.9%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （設計図書）	38,239,000	38,239,000	100%	38,000,000	99.4%	1.000
設計図書 1期目	小中学校エアコン設置工事 （設計図書）	259,090,000	259,090,000	100%	254,000,000	98.0%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （設計図書）	78,440,000	78,440,000	100%	77,500,000	98.8%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （設計図書）	65,350,000	65,350,000	100%	64,000,000	97.9%	1.000
	小中学校エアコン設置工事 （設計図書）	38,239,000	38,239,000	100%	38,000,000	99.4%	1.000

最初にエアコンの入札について伺います。
これは、平成21年度から令和1年度の間に完了した1億円以上の全ての建築工事と1棟1方式入札による平成21年度のデジタルテレビ整備事業と今回の小中学校エアコン設置工事の入札情報を情報公開条例により取得し、まとめたものです。
期間は、竜町2期目から深津町2期目と宮下町1期目にかけます。
表からは多くの事がわかるのですが、深津町2期目より入札書比較価格が、設計者がきめた設計価格と同じになっています。入札書比較価格とは税抜きで落札の予定価格で落札の為の上限価格です。
また、全ての落札価格が、上限である入札書比較価格の98%～100%になっています。しかも全て1回目の入札で落札されています。
資料 No.1

これより、平成31年1月23日に行われた小中学校のエアコン設置工事入札に関して疑問点を具体的に伺います。
これも情報公開で開示された中学校の入札経過書です。
これから分かることは、神福建設が1回目の入札で7,750万円で落札しているということです。

宮下町長は一般町民が傍聴した令和元年8月6日のまちづくり懇談会で、「私達の不正の指摘は単なる数字で問題はなく、私達の指摘は何の根拠もない、『言いがかりだ。』と町民の方に印象付けようとしたのです。

この時、宮下町長は私達に翻意の通告もなく、私達が渡したシナリオ（資料8）（資料室）を逆手に取り裏切ったのです。

ただこの当時、宮下町長と私達の関係は現在とは異なり、良好な関係だったわけですが、この私達との関係を壊してもこの様な卑怯な手段を宮下町長に取るようにさせたのは誰なのか？少なくとも深津前町長ではないと思いますが、この相談者の解明が一連の入札に関する不正疑惑を解明する第一歩だと思います。

4. 町民の公金を取り戻す気のない宮下町長

（参考：R2.10.12まちづくり懇談会ビデオ5：資料室）

10月12日のまちづくり懇談会において、私達が宮下町長に「公正取引委員会へ通報した目的は不正入札で奪われた町民の公金を取り戻すためではないのですか？」と質問したのですが、宮下町長は約30分間、一切認めようとしませんでした。また、その理由も説明しませんでした。

ただ、この中で宮下町長は「お金を取り戻すかどうかは、私達との裁判ではっきりさせる。」と言っていました。しかし、現在も裁判では、宮下町長は一貫して、「取り戻さない。」と主張しています。

結局、宮下町長は小中学校エアコン設置工事の入札で不正が行われたとして、公正取引委員会に通報したけれど、不正に支払われた公金を取り戻さないと断言しているのです。いったい、宮下町長は何の為に公正取引委員会に通報することにしたのでしょうか？

不正に支出した町民の公金を取り戻そうとしない宮下町長は、
いったい、誰のための町長なのでしょう？

4. 「問題ない。」とした監査委員と、「問題だから公正取引委員会へ通報する。」とした宮下町長の決着は？

(参考 :R2.10.12まちづくり懇談会ビデオ7 : 資料室)

令和2年10月12日、まちづくり懇談会で、「町監査委員は小中学校エアコン設置工事の入札について問題ないとして私達の住民監査請求を却下し、一方、宮下町長は問題だから公取に通報するのですが、この矛盾についてどのように決着をつけるのですか？」と宮下町長に質問したところ、「監査委員の方はその時一生懸命やったので問題ない。」という回答でした。

報酬をもらい権限がある監査委員と町長が一生懸命やれば結果責任はどうでも良い、と宮下町長は言っているのです。しかし、この問題は、刑事事件の可能性のある重大な問題です。

監査委員の方は問題ないとしたわけですから、宮下町長の「問題だから公取に通報する。」としたことについて反論するなり、宮下町長の調査報告書について監査委員としての見解を示すべきでしょう。

宮下町長は90億円の予算を執行し、その結果を監査する監査委員について、「一生懸命なら、後はどうでも良い。」と言っているようなものです。

また、自己申告の一生懸命などに何の意味があるのでしょうか？ 一生懸命やっている人は、一生懸命を理由に逃げるようなことはしないでしょ。

新たな疑惑！！ 「無料で行われた旧ハローミヤの建物診断・アスベスト事前調査」と、「概算予算680万円の旧松川青年の家の建物診断・アスベスト事前調査」の怪？ 全く、説明できない、説明しようとしらない宮下町政

(参考 :R2.10.12まちづくり懇談会ビデオ6 : 資料室)

【黒塗りの無料業者と680万円の概算予算について宮下町長は？】

令和2年4月、旧ハローミヤの建物診断業務委託、および、アスベスト事前調査業務委託は無料で行われており(資料9)、これに対して、同時期に検討された旧松川青年の家本館の建物診断業務委託料は180万円で、アスベスト事前調査業務委託料は500万円です。(資料10)

建物の大きさは旧ハローミヤ：1,222.3㎡、旧松川青年の家本館棟：1,732.834㎡で規模的にも掛け離れたものではなく、旧ハローミヤの建物診断業務委託・アスベスト事前調査業務委託が無料なら、旧松川青年の家本館棟の建物診断業務委託・アスベスト事前調査業務委託も無料で検討されるべきです。

この事について、令和2年10月12日、まちづくり懇談会で宮下町長に質問したところ合理的な回答は全くありませんでした。

【全く意味のない、旧青年の家建物診断180万円】

現在、旧松川青年の家本館をどうするか決定していません。建物診断業務委託の主な目的であるライフサイクルコスト(LCC)は建物の使用目的が決定しなければ算出できないはずです。

旧ハローミヤの検討は「元気センター」を造ることが決定しており、この場合は「新築」と「改築」との【イニシャルコスト＋ランニングコスト】を比較するLCCの算出はある程度意味はありますが、使い道が決定していない建物である旧松川青年の家本館についてイニシャルコストもランニングコストも出せるはずがありません。

宮下町長は、旧松川青年の家本館棟を単に維持費がかかるという理由で解体しようとしています。旧松川青年の家本館は使い道がないと判断しているのです。使い道がない建物のLCCの検討などあり得ません。

資料9：実施業者が黒塗りの「旧ハローミヤの建物診断・アスベスト事前調査報告書」

令和2年4月21日

松川町元大島スーパーマーケットの社会福祉施設（児童福祉施設等）への用途変更について

株式会社 [REDACTED]

1 建物の概要

(1) 地番・・・長野県下伊那郡松川町元大島 3835・1 他

(2) 主要用途・・・現状：スーパーマーケット
→用途変更後：「児童福祉施設等」（児童厚生施設、介護予防施設、障害者支援施設の複合施設）

(3) 敷地面積・・・2,741.76㎡

(4) 建築構造・・・鉄骨造平屋建て

(5) 建物の面積・建築面積：1,253.44㎡ 延床面積：1,244.54㎡

2 法的要件について

(1) 建築確認申請・・・建築基準法第6条第1項、第87条により用途変更、大規模の模様替等に該当するため確認申請の提出が必要です。

(2) 消防法・・・確認申請時に消防同意書の提出が必要です。

評価：問題なし

3 建物の現在の状況について

(1) 耐震性・・・平成2年の建築で耐震基準をクリアしているため、問題ありません。

(2) アスベスト・・・天井材として使用されているアスベストタックスはアモサイト、クリノサイトが含有されており、レベル3（※1）として処理が必要です。

(3) 漏水・・・軒天に漏水があり、屋根金具の点検及び修理が必要です。

(4) 断熱材・・・折板屋根裏のベタ（薄い断熱材）程度のため、断熱性能は低いです。

評価：小規模における建築は元来、短期で建設投資を回収する考え方で建てられているため長寿命化を指向したものではありません。本建物も同様にコスト重視で建築されているため、経過年月相応の劣化や性能面での課題が認められます。

4 社会福祉施設への転用について

(1) 耐震性・・・鉄骨造の新耐震基準のため、現在の柱、梁、基礎等に手を加えなければ問題ありません。

(2) アスベスト・・・天井材撤去の際、アスベスト処理が必要です。

(3) 床・・・土間スラブでビットがないため、新規排水は床下約30cmの範囲での配管のコーン又は土間スラブを解体し配管を敷設する必要があります。

(4) 外壁・・・既存ALC板は部分的に劣化があり、補修が必要です。元用途が小規模のため外部に面する窓が少なく、ALC板を解体して窓を新設する必要があります。

2

資料10：令和2年8月24日議会全員協議会資料「旧松川青年の家あと利用に関する補正予算について」

R2.8.24 全協

資料別紙

旧松川青年の家あと利用計画に関する補正予算について

1. あと利用計画検討会議（仮称）について

①委員報酬 213千円

全体会 20名 × 2,500円 × 3回 = 150千円

ワーキンググループ 5名 × 2,500円 × 5回 = 63千円

※詳細別紙

②会議支援業務 1,000千円

会議開催支援（情報収集、ワーキンググループ運営、イメージ図作成等）

2. 建物診断業務委託料

①建物寿命調査 1,800千円

（劣化度、長寿命化改修コスト、ライフサイクルコスト等）

※長期にわたる使用の適否判断のため。

②アスベスト事前調査業務委託料 5,000千円

・予備調査業務委託料（書面調査、現地調査、分析調査業務費算出） 500千円

・本調査業務委託料（サンプリング・定性分析・報告書取りまとめ） 4,500千円

※詳細別紙

1

【世間相場は約10万円、何故か旧松川青年の家は500万円の怪】

外壁の塗料に関するアスベスト事前調査業務委託については、解体が決定した場合に、解体作業者の作業中に起こるアスベスト被爆を避けるために行われる検査であって、壊さない建物の調査は必要ありません。むしろ、調査のためにアスベストが飛散することの方が心配されます。

また、解体業者の方からの情報ですが、検査は3体の試験体を解体する建物から取り、通常は1体3万円位で、精度が高い試験でも1体4万円位だそうです。つまり、検査費用は9～12万円位だそうです。この事は半年前から役場担当者に伝えていますが、宮下町長は全く無視しています。

【旧松川青年の家本館の事前調査費：680万円は全くの無駄遣い】

そもそも、もし解体すると決定したら前述で説明したようにLCC算出は必要ありません。また、アスベストの検査費用は10万円位で済みます。逆に、もし利用するとしたら、新築はあり得ないのでLCC算出の必要はなく、アスベストの検査費用もかかりません。

以上より、解体するにしろ利用するにしろ、旧松川青年の家本館の建物診断業務委託料：180万円とアスベスト事前調査業務委託料：500万円は全く意味のないおかしい予算です。

【不透明で無駄な予算は町民に対する背信行為】

宮下町政は令和2年4月、旧ハローミヤの建物診断およびアスベスト事前調査を無料で行った業者と、旧松川青年の家本館の建物診断業務委託料：180万円およびアスベスト事前調査業務委託料：500万円の概算予算を出した業者を頑なに明かしません。

今現在もコロナ禍の見通しはたっていません。これからも、コロナ禍で苦しんでいる町内の飲食店、観光農業、医療機関等には多くの支援(予算)が必要です。

このような時に、不明朗で、全く意味のない、旧松川青年の家本館の建物診断業務委託料：180万円およびアスベスト事前調査業務委託料：500万円はコロナ禍で苦しんでいる町民に対しての背信行為ではないでしょうか。もしこの業務が実行されれば、私達は住民監査請求をすることになるでしょう。

町民無視の「旧青年の家エリア整備計画検討委員会」

昨年秋、宮下町長は旧松川青年の家本館棟を利用するという今までの決定を覆し、「解体」という方針を打ち出しました。その中で、本館棟を残して防災拠点として利用すべきだという請願書・意見書が議会、宮下町長に提出され、その後(5月)、宮下町長は解体という方針を町内に公表し、パブリックコメントの募集を行いました。

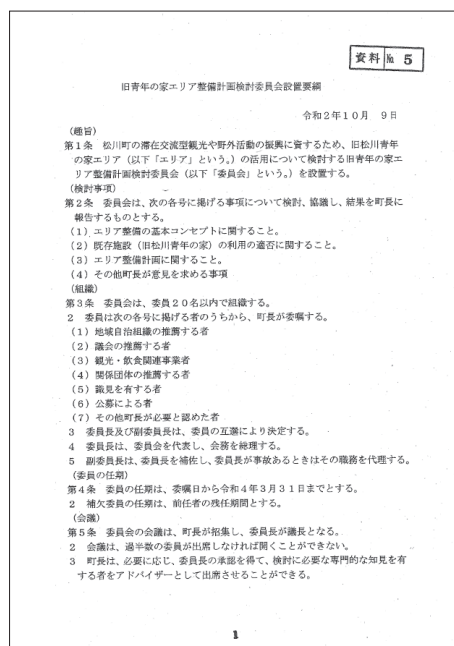
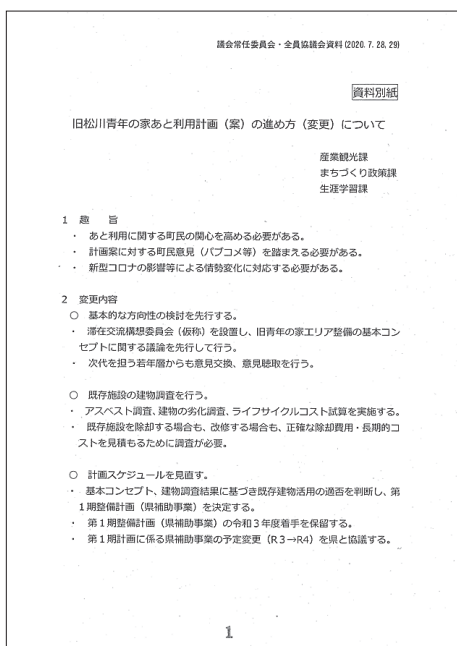
その後、7月28日議会全員協議会で

- ・あと利用に関する町民の関心を高める必要がある。
- ・計画案に対する町民意見(パブリックコメント等)を踏まえる必要がある。
- ・新型コロナの影響等による情勢変化に対応する必要がある。

という理由により「旧松川青年の家あと利用計画(案)の進め方(変更)について」の説明が役場より議会にあり、現在の整備計画検討委員会設置に至っています。(資料11)

資料11：令和2年7月28日議会全員協議会
資料「旧松川青年の家あと利用計画
(案)の進め方(変更)について」

資料12：令和2年10月9日付、「旧青年の
家エリア整備計画検討委員会
設置要綱」



【的外れな設置要綱趣旨】

しかし、当該設置要綱（資料12）の第1条「松川町の滞在交流型観光や野外活動の振興に資するため」という趣旨は、パブリックコメント等で提言された「防災拠点」・「山岳観光の拠点（山岳観光チャレンジセンター）」・「人・モノ・資金・情報の流入を先取りする戦略的拠点施設（一帯をリゾート&研修文化ゾーンとして開発）」等の対象にはなりません。

【大島区以外の7区の代表が参加しない、バランスを欠く偏った委員構成】

現在も、宮下町長は今までの決定、請願書、パブリックコメント等が、全て旧青年の家本館棟を残して利用するという内容だったにもかかわらず、「維持費がかかるから解体する」と町内に発信しています。当然のことですが、旧青年の家本館棟は松川町全町民の財産です。この町民の財産を「利用するか？解体するか？」の決定をする「旧青年の家エリア整備計画検討委員会委員」に、大島区以外の7区の代表が参加出来ないなどあり得ない話です。

また、「旧青年の家エリア整備計画検討委員会委員構成（案）」（資料13）では農業関係者が5名で他の業種と比べて明らかに多くて偏りがあり、町民全体の意見の集約にはバランスが取れていないと思います。そして、議員枠の2名は少な過ぎると思います。旧松川青年の家本館棟については長期に渡り議会で検討し、ほぼ、県からの1億4,700万円の補助金以内で改装して利用するという方向になっていたと思います。それを、宮下町長は解体すると言い出したのです。この重大性を考慮すれば、当初から係わり、経過が分っている議員から意見の違う（利用する・解体する）議員を2名、当初から係わっていない意見の違う（利用する・解体する）議員2名、計4名は最低必要ではないでしょうか。

資料13：令和2年10月9日付、「旧青年の家
エリア整備計画検討委員会委員構成（案）」

旧青年の家エリア整備計画検討委員会委員構成（案）			
根拠	対象者	人数	推薦団体
(1)	大島区民	1	大島区
(1)	西山自治会	1	西山自治会
(4)	小横沢井掛水利組合	1	小横沢井掛水利組合
(2)	松川町議会議員	2	松川町議会
(4)	松川町商工会	1	松川町商工会
(4)	女性団体連絡協議会	1	松川町女性団体連絡協議会
(4)	松川町公民館社会部	1	松川町公民館
(4)	観光農園に精通する者	1	松川町くどもの観光協会
(3)	飲食業に従事する者	1	松川町料理組合
(4)	農業を主たる事業として従事する者	1	松川町若手農業者の会 若武者若年層
(4)	農業を主たる事業として従事する女性	1	MATSUKAWA農業女子
(4)	りんごワイン及びシードル等の振興に精通する者	1	松川町りんごワイン・シードル振興会
(4)	山岳観光等に精通する者	1	松川町ふるさと山の会
(3)	エリア周辺で観光業に従事する者	1	有限会社 燐燐
(4)	ツリードームの運営管理の実施に従事する者	1	（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンター
(5)	特定の個人	2	
(6)	公募委員	2	（松川町民）
以上20人			

資料14：令和2年11月時点の、「旧松川青年の家
整備計画検討委員会委員等名簿」

旧松川青年の家エリア整備計画検討委員会 委員等名簿		
	所属等	氏名
1	大島区	関 晴明
2	西山自治会	古沢 健一
3	松川町議会	米山 郁子
4	松川町議会	黒澤 哲郎
5	松川町商工会	宮下 徹
6	女性団体連絡協議会	北沢 ひろみ
7	松川町中央公民館	小笠原 章文
8	松川町くどもの観光協会	奥村 孝吉
9	松川町料理組合	北原 政明
10	松川町若手農業者の会 若武者	宮下 裕介
11	MATSUKAWA農業女子	榎本 典子
12	南信州松川りんごワイン・シードル振興会	北村 朝子
13	松川町ふるさと山の会	笠川 良子
14	有限会社燐燐	原 実
15		中平 義則
16		大石 明敏
以下余白		
アドバイザー		
1	観光まちづくりアドバイザー	高砂 樹史

【解体ありきの任期】

委員の任期は、第4条で約1年半後の令和4年3月31日となっています。ちなみに、県との契約期限は令和5年3月31日だそうです。残り1年まで検討し、議会の承認を得た後、設計・入札等が行われ、その後工事に入るわけですが、もし改修工事を行い利用するとしたら、絶対に間に合うとは思え

ず、解体工事ありきのスケジュールとしか思えません。

しかし、旧青年の家に関しては平成25年2月～令和2年10月の長期間、多岐にわたり検討されてきたはずで。今更1年半かけて何を検討するのでしょうか？

当該検討委員会は過去の検討内容を再検討し、新たな課題を検討するという方法をとれば必然的に半年位で方向は見えてくるのではないのでしょうか。

【議会解散の1か月前の提案。議会軽視、住民軽視の宮下町長】

宮下町長がこの報告をした議会全員協議会は令和2年10月22日で、翌月の11月15日に選挙があり新たな議員が選出されることは分っていたはずで。このような時期にこのような重大な提案をすること自体不可解ですが、明らかに、議会軽視、住民軽視の証です。

宮下町長！！公民館の政治利用は違法ではないですか？

【社会教育法20条公民館の目的、「公民館は、市町村その他一定の地域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」に反する令和2年11月15日付、館報まつかわ4頁】

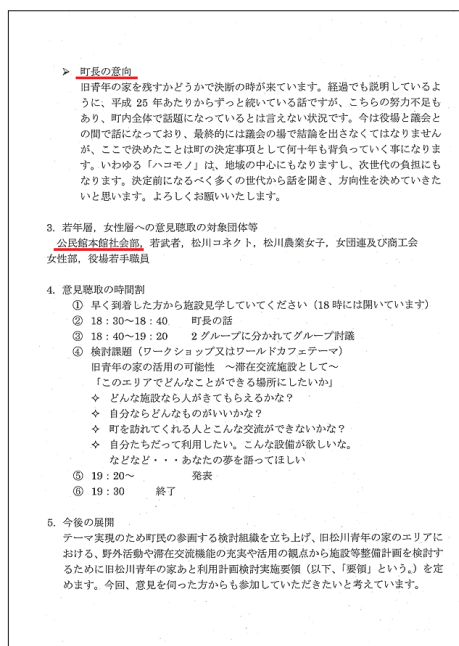
資料15は令和2年11月15日付、館報まつかわ4頁に掲載された「町議会議員選挙に思うこと～公民館に寄せられた町民の思い～」です。

この記事は政治課題・問題であり公民館活動から明らかに逸脱し、社会教育法20条に違反しています。かつて、このような事はなかったそうです。また、関係者に確認したところ、この投稿は全町に周知して集めたものではなく、編集委員の独断で投稿者を決定し集めたものだそうです。

このことを、山崎公民館長に問い合わせたところ、瑕疵を全面的に認め、12月号で謝罪文を掲載するという回答でした。

資料15: 令和2年11月15日付、館報まつかわに掲載された「町議会議員選挙に思うこと」

資料16: 令和2年8月26日の「旧松川青年の家あと利用検討意見交換会」資料の一部



【意見広告と宮下町長について】

終わってから2つ目の30代女性の投稿、「全戸に意見書を配布する力のあるグループがいるが、その意見書の意見ばかりにとらわれている。もちろんそのことも大事だが、そのグループだけが町民ではない。もっとおおらかな心をもってほしい。」(資料15)とあります。町政が私達の意見広告にとらわれることを批判している投稿内容であり、また、立場によっては、意見広告が町政の邪魔をしていると捉えている方もおられると思いますが、実は、意見広告と宮下町長の間には以下のようなご縁があります。

町長選以前、宮下智博氏が私達の仲間の一人である竹村と初めて会った平成30年8月10日、宮下智博氏は意見広告3【議会が死んだ日】(平成30年4月)、4【「伏魔殿」と化した?松川町役場】(平成30年7月)に関して、「自分は教育委員をされていて、役場のことは良く分かるが、意見広告の通りだ。そして、役場を悪くした元凶は大場茂雄さんだ。」とおっしゃいました。

同8月、私達6名との面談で私達が「宮下さんのお父さんは大場茂雄さんの仲人子だそうですが、『役場を悪くした元凶は大場茂雄さんだ。』なんて言って良いの?」と聞いたところ、「親父は大場さんに義理は尽くしているが、何もしてもらっていないから気遣いは必要ない。」とのことでした。

この発言について私達は、「俺達だって、あんな思い切ったことはなかなか言えない。宮下智博さんはたいした者だ。」ということになり、町長候補として、宮下智博氏を応援することになったのです。

(参考 :R2.10.12まちづくり懇談会ビデオ8 : 資料室)

平成31年になり町長選に入中、全戸に配布した意見広告5【深津町政に公金《町費》を扱う資格はない!!】(平成31年2月)、意見広告6【激怒!!小中学校の子供達は「防災・減災」の対象外か!・・・】(同年3月)、意見広告7【深津町長!いくら何でも駄目でしょう!!深津後援会事務所は、町と利害関係がある建設会社関連の貸事務所に!】(同年4月)の3つの意見広告は、全て、印刷前の原稿を宮下智博氏に確認してもらっています。

ちなみに、後に選挙結果に大きく影響したと思われる意見広告7は、宮下智博氏からの情報によるものでした。

これまでの意見広告と議会との関係ですが、今まで私達が意見広告で主張している事柄は、実質的にはほとんど議会で成果を上げていません。結果として、意見広告を一番利用したのは、「町長就任」という成果を出した宮下智博町長ではないでしょうか。

【旧松川青年の家あと利用計画検討意見交換会へ公民館社会部員を参加させた宮下町長】

昨年秋、宮下町長は旧青年の家本館棟を利用するという今までの決定を覆し、「解体」という方針を打ち出しました。その中で、本館棟を残して防災拠点として利用すべきだという請願書・意見書が議会、宮下町長に提出され、その後(5月)、宮下町長は解体という方針を町内全域に公表し、パブリックコメントの募集を行いました。

提言された4件(14名)のパブリックコメント全てが旧松川青年の家本館棟の再利用だったのですが、宮下町長は自ら求めたパブリックコメントを無視し、件数が少ないことを問題にして、「町長自身が調べたところ、若者がこの件について知らないためだ」とし、現在の整備計画検討委員会設置を7月28日の議会全員協議会で報告したのです。

しかし、令和2年2月19日の議会全員協議会で宮下町長から提案された「第5次松川町総合計画『改訂版』パブリックコメントの結果と町の基本的な考え方・見解について」のコメントは2名のみです。

この時、宮下町長は件数が少ないことについて全く問題にしていません。

宮下町長は若い人とか年寄りとか言っていますが、具体的に自身が調べたという「旧松川青年の家の年齢別認知度」等の証拠を示していません。きっと、無いのではないかと思います。

宮下町長が公民館社会部員を参加させた、「旧松川青年の家あと利用計画検討意見交換会」は8月26日に行われています。(資料16) 明らかにこの会でのテーマは政治課題・問題であり、公民館社会部員の活動としては社会教育法20条の公民館の目的に違反しています。

＜宮下町長へ＞

貴殿は、私達町民や議員の提案や批判をかわすために、自分の都合の良いバイアスがかかった情報を支援者や公民館関係者に吹き込み、世論を捏造しようとしていませんか？

また、貴殿の手法は、常に自分は弱者で、強者である「議会」と「まつかわ太陽の会」にいじめられていると言って支援者に応援を頼んでいるのではないかと、思います。

しかし、**宮下町長は、町民から選ばれた年間90億円の予算を執行する権限を持つ、約300名の職員を率いる役場の最高権力者です。私達町民や議員の提案や批判に対して、逃げるのではなく堂々と応えるべきではないでしょうか。**

ちなみに、**私達は公費を使っていませんし、全て自力での活動です。明らかに宮下町長より弱者です。ただ、唯一貴殿より勝っていることは、私達の主張の方が貴殿の行為より正しいということです。**

※異論がございましたら、チャンネルユーを入れた、討論会を承ります。

前代未聞！！ 何の為に町長になったのか？ コロナ禍対策補助金を申請したあつぷるハウス宮下智博町長！

宮下町長は令和2年度の経営継続補助金を申請し、採択されています。この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大のために深刻な影響を受けている農林漁業者の経営継続の支援が目的の補助金です。(資料17、18)

資料17：経営継続補助金 採択者一覧
(農林水産省ホームページより)

資料18：令和2年度経営継続補助金
【公募要項】の一部

採択番号	採択事業者(代表者)	事業内容
長野県 2020-001	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-002	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-003	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-004	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-005	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-006	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-007	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-008	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-009	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-010	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-011	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-012	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-013	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-014	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-015	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-016	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-017	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-018	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-019	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-020	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-021	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-022	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-023	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-024	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-025	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-026	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-027	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-028	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-029	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-030	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-031	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-032	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-033	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-034	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-035	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-036	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-037	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-038	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-039	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-040	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-041	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-042	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-043	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-044	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-045	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-046	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-047	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-048	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-049	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-050	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-051	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-052	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-053	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-054	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-055	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-056	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-057	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-058	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-059	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-060	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-061	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-062	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-063	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-064	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-065	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-066	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-067	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-068	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-069	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-070	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-071	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-072	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-073	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-074	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-075	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-076	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-077	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-078	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-079	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-080	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-081	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-082	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-083	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-084	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-085	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-086	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-087	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-088	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-089	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-090	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-091	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-092	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-093	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-094	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-095	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-096	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-097	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-098	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-099	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
長野県 2020-100	あつぷるハウス 宮下 智博	新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援

1. 本事業の目的と補助対象者
1. 事業の目的
新型コロナウイルス感染症の拡大による経営継続の支援
このため、農林漁業者が新型コロナウイルス感染症拡大による影響を乗り越えるため、感染防止対策や販路開拓・開拓、経営継続のための取組を総合かつ迅速に支援するものです。
2. 補助対象者
本事業の補助対象者は、日本国内に所在する(1)から(5)までに掲げる要件の全てを満たす者であることをとします。
(1) 農林漁業を営む個人又は法人(農事組合法人、漁業生産者組合法人、農林漁業を営む株式会社、持分会社、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人、森林組合等、農業協同組合等)であること。
(2) 常時使用する従業員数が20人以下であること。
※形事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含まれないものとします。
(a) 会社役員(ただし、従業員との業務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)
(b) 個人事業主本人及び関係者の親族従業員
(c) (申請時点で) 資役休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員
(d) 労務法や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
(e) (労務法や社内就業規則等) 退職金受給権者(退職金受給権者でない場合は「常時使用する従業員」に含まれます。)
(f) 以下のいずれかの条件に該当する者、パートタイム労働者等
(e-1) 日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節労働者
4か月以内の期間を定めて雇用される者
(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)
(e-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※1)」の所定労働時間
に比べて短い者
※1 「通常の従業員」について
本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける資金体
制である等、雇用形態、資金体などを総合的に判断して判断することとなります。例
えば、事業所にいわゆる正規の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方を
している従業員がいない、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働
時間が短い従業員(1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従
業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者となります。
『(e-2) パートタイム労働者』に該当するものは、「1日の労働時間及び1か月の所定
労働日数が4分の3以下」かつ、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の
3以下」の場合に限りです。
(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を克服し、経営の継続を図るために以下のいずれか
の要件に該当する投資に取り組むこと。
2

役場関係者の話ですが、役場職員は補助金については公費で報酬をもらっている立場ということで、誰でも貰える補助金であっても非常に慎重だそうです。

15

新しい議会の皆様へ

宮下町政になり1年半経とうとしています。宮下町長はこの1年半の実績として、

- ・エアコン不正入札については、【「正す」→「問題ない」→「問題だとし、公取へ」→「裁判では、不正に取られた公金を取り戻さない」と迷走しています。
- ・元気センターは黒塗り業者の無料の報告書を根拠に旧ハローミヤを解体し、その場に新築すると決めました。「新築なら、より良い場所に」という発想は全くありません。
- ・旧松川青年の家本館棟は維持費がかかるという、今までの決定を白紙にし、解体すると発表しました。これに反対する再利用の「請願書」等が出ると、宮下町長の解体方針を町内全域に示し、パブリックコメントを求めました。全て再利用の提案だったコメントを無視し、解体ありきの、「旧青年の家整備計画検討委員会」を作り、本館棟のネガティブイメージを作る為に必要の無い司会者費用約100万円の契約をし、さらに、全く無駄で疑惑の事前調査費680万円を実行しようとしています。
- ・どんなに指摘しても旧三好屋跡地に概算予算4,130万円で坪単価約95万円の超高額の狭い防災倉庫を造ろうとしています。

私達がこれらの事を批判すると宮下町長は正論では反論出来ないのか、弱者のふりをし、議会や私達がいじめているかのような情報を流して都合の良い世論を捏造する為、公民館を自身の政治活動に利用するという暴挙に出たのでしょうか。

宮下町長が批判者に対して具体的な議論や説明が出来ないのは宮下町長に正義が無いからでしょう。今、宮下町長は説明できないと「自分は選挙で選ばれた町長だから・・・」として開き直っています。選挙に勝てば白紙委任は当然というような態度です。また、「町長の補助金申請は前代未聞!!」と批判しても、止めることなく、全く無視です。

新しい松川町議会議員の皆様、新型コロナウイルス感染症は新たな厳しい局面を迎えています。コロナ禍対策として1円でも多くの予算を町民の為に作るべきではないでしょうか。自身の補助金には敏感に反応するにもかかわらず、公金については鈍感な宮下町長には全く期待できないどころか、危惧を感じます。

宮下町長への白紙委任などありえません!!

松川町議会議員の皆様!!

頼りは、あなた方だけです。後2年半、本当によろしく願いいたします。

<宮下町長へ>

異論がございましたら、チャンネルユーを入れた、討論会を承ります。

まつかわ太陽の会（事務局：竹村工業株式会社内）
TEL：0265-36-6213 E-mail：info@matsukawataiyo.org

使用した資料は、下記アドレスにて詳しくご覧いただくことができます。
まつかわ太陽の会 資料室 <http://matsukawataiyo.org>